

しないならば広汎性発達障害ではないと判定する。知覚・感覚の異常は自閉症の診断そのものには不可欠なものではないが、判定時の全体的な自閉傾向の程度の判定には、他の3領域と同様に必要である。具体的な判定は、別表1に示した判定指標にしたがっておこなう。

(1) 言語発達障害

12歳未満の最も状態が目立った時期に、以下に例示するような言語の発達の遅れと歪み（すべてが一人の子供に存在するわけではない）の両者あるいは一方が存在したか否かを4段階（0．存在しない、1．軽度（不十分）だが存在した、2．存在した、3．不明）で判定する。

1) 言葉の発達の遅れ

言語の発達が遅れていたということが実際あったのであれば、正常な言語発達の凡その経過と比較することによって、それを母親などの報告に基づいて確認することは容易である（初語の表出は遅れることが多く、場合によっては出現しないこともある。初語とは、子供が始めて自発的に要求を表現するか、母親などに呼びかけをする際に発する言語である。多くは食べ物を見て、あるいは空腹時に「マンマ」と言ったり、母親に対して「ママ」と言うなどである）。

2) 言葉の発達の歪み

言葉の発達の歪みは、ある程度その内容に親しんでいないと確認し難いものであり、それを以下に述べる。

子供によっては初語の出現は必ずしも遅れない場合がある。しかし語彙がなかなか増加しない、あるいは一度少数ではあれ出現した言葉が消失してしまうという場合がある（いわゆる折れ線型経過で、自閉症では約1/3くらいの例に見られる）。また口に出す言葉の数は少なくはないが、それらは教えないようなテレビのコマーシャルの断片や数字であるという場合もある。自発的に表出する言葉はないが、話しかけられたことの一部または全部を復唱する（即時反響言語あるいはオーム返し）、あるいは別の場所や時間に聞いたことを別の場所で状況に関係なく表出する（遅延反響言語）、などのことがある。

さらに多くの自閉症児では、表出する言葉は、それ自体の発音は良好であったとしても、コミュニケーションの役に立たないものが多い。この傾向は、自分の関心のあることや要求は、かなりよく表出できるようになった年長児でも存在し、こちらからの問いかけに適切な応答をせず、子供からの話しかけは一方向的な印象を与えるものである。

(2) 対人関係・社会性の障害

12歳未満の最も状態が目立った時期に、以下に例示するような対人関係・社会性の発達の強い障害（すべてが一人の子供に存在するわけではない）が存在したか否かを4段階（0．存在しない、1．軽度（不十分）だが存在した、2．存在した、3．不明）で判定する。

1歳以前は、多くの例では大人しく育てやすかったという印象が母などによって述べられることが多い（同胞がいる場合は同胞の乳児期と比較して聞くと、母親はその特徴を述べやすい）。しかし一部には過敏でなかなか寝つかず、夜間もよく目を覚まし寝かせつけるのが大変で、この意味で手がかかったと報告されるものもある。通常、人見知りの出現する7ヵ月頃になってもそれが認められないか乏しく、母親が用があつてそばを離れても後追いをしないなどのことがある。あやされても反応は乏しいか欠如する。

1歳以後になると、特徴的な症候が目立ってくる傾向がある。視線があわないことが目立ち、イナイナイバーなどの親などからのかかわりに対して反応が乏しい。またそれを自分から親に対

してやるということはないか、きわめて乏しい。痛い目にあっても、父母などに慰めを求めに行くことはない。他人の行動の模倣はないか極めて乏しい。また他人からかかわられることを嫌がる人が多い（たとえば母親などが子供が本を見ているので読んであげようとしたり、一緒に遊んであげようなどとすると、いやがってその場から遠ざかったりする）。他の子供のいるところに連れていっても、その子供たちとは関係なく走り回っていたり、他児を避けて別の場所で遊んだりする。

(3) 常同的および執着的行動

12歳未満の最も状態が目立った時期に、以下に例示するような常同的および執着的行動（すべてが一人の子供に存在するわけではない）の両者、あるいは一方が存在したか否かを4段階（0. 存在しない、1. 軽度（不十分）だが存在した、2. 存在した、3. 不明）で判定する。

常同的行動とは、体の一部あるいは全体を目的なく繰り返し動かす行動である。よくみられるものは、手を目の前や横でヒラヒラさせたり、振ったりすることである。顔をしかめたり、目を細めてあるいは横目で頭を傾けて見る。またピョンピョン跳びはねる、あるいは体を前後左右に揺すったりなどのこともある。以上の行動は単純でも、またいくつかが組み合わさった形でも出現する。

執着的行動は、常同的行動よりも概して発達水準が高い子供により目立つ傾向があり、行動よりみて子供がそれをやらないと気がすまないようで、執拗にやるという傾向が認められる場合は、強迫的な行動といえることができる。これらの行動は多岐にわたるが、きまりが多いとか癖が強いなどといわれる自閉症児の行動的側面を表わしているものである。よくみられるものは、スーパーや公園など慣れた場所に行く場合、通い慣れた道筋を変更することに抵抗する。さらに物事をやる手順、物を並べる順序、身につけるものなどの変更に強い抵抗（強い場合はパニックを呈するなど）を示すものである。また文字や数字を見ることや読むこと、換気扇やレコードプレーヤーなどの回転するものを見ることに執着したりする。あるいは紐とか棒のようなものを必ず持つことなどがある。また特定のもの（テレビのコマーシャルの一部）を非常に強く恐れることがあるが、これも執着的な行動と関係したものである。

(4) 知覚・感覚の異常

これは自閉症の診断に必須の要件ではないが、自閉症によくみられるものである。言語発達障害、対人関係・社会性の異常と常同的および執着的行動の領域に準じて把握しておく。例示すると以下のように様々な領域に異常が生じうる。

- A. 聴覚：大きな音に平気であるのに、特定の音は非常に小さなものでも敏感で、すぐに聞きつけて好きなもの（テレビの音など）はとんで来て、嫌いな音は耳をふさいだりして非常にいやがる。
- B. 触覚：砂や土あるいは水などが手足につくといやがったり、カーペットなどの手触りを楽しむように、なでたりこすったりする。
- C. 痛覚：本当に痛覚が鈍いのかについては異論もあるが、とくに発達水準の低いものには痛覚が鈍いように見えるものがある。
- D. 味覚：何でもなめたり、口の中に入れてしまう。偏食がひどく、嫌なものは敏感に気づいて食べない。
- E. 視覚：キラキラ光るものを見るのを好んだり、回転するものを好んでみるなどであるが、

これらの行動は上記の常同的および執着的行動ともとらえられる。

以上にもとづいて、判定時の全体的な自閉傾向の程度は自閉症の診断の可能性を、別表1の判定指標によって判定する。またその他に自閉症を含む広汎性発達障害児（者）の処遇に必要な、付随的な問題、すなわち精神遅滞の程度、治療や対策の検討を要する問題行動、および医学的問題についても判定指標で示すように判定を行う。

5. 判定指標

別表1に自閉症の判定指標を示す。この判定指標はⅠ．自閉症およびそれを含む広汎性発達障害の判定に関する部分と、Ⅱ．自閉症およびそれを含む広汎性発達障害に付随する問題に関する部分に別れているが、それらには具体的な例示が含まれており、上記の判定の方法を踏まえた上で、子供（成人）を評定するのに使用しやすい構成となっている。その結果は判定指標の中の該当部分に記入するが、それらをさらに別表2の総括表に整理すると結果が見やすくなる。

6. 判定上の注意事項

- (1) 自閉症およびそれを含む広汎性発達障害の実際の判定は、別表1の自閉症の判定指標にもとづいて行うことが能率的である。この判定指標は、対象児（者）の年齢にはとくに制限はない。
- (2) 対象が幼小児であれば、その子供が自閉症であるか否かを判断することは、現在の状態を直視観察することによって比較的容易である。また年長者でも自閉傾向が重い場合は、行動観察のみにもとづいて自閉症と判断することも可能である。しかし状態が改善した子供（成人）では、現在の状態があまり自閉的でないからといって、乳幼児期および小児期の発達を知らない限り、自閉症の診断をすることも否定することもできない。したがって、もし、母親などからの乳幼児期および小児期の発達に関する情報が聴取できない場合は、広汎性発達障害の診断も保留して、判定時の全体的な自閉傾向の程度の判定のみに止めなければならない。

別表 1

自閉症の判定指標

No.	性男女	判定時年齢	歳	ヵ月 (生年月日 年 月 日)
-----	-----	-------	---	-----------------

(以下の該当する項目の段階を○で囲み、あるいは具体的に記入する)

1. 自閉症（およびそれを含む広汎性発達障害）の判定に関する部分

1. 言語発達障害

12歳未満の最も状態が目立った時期に、以下に例示するような遅れや歪みが存在したか否かを例示の下に判定する（すべてが一人の子供に存在するわけではない）。

「例示：初語（子供が初めて自発的に要求を表現するか、母親などに呼びかける際に発する単語で、食べ物を見て「マンマ」と言ったり、母親に対して「ママ」と言うなど）は、遅れることが多く、出現しないこともある。初語は遅れなくても語彙が増加しない、あるいは一度少数だが出現した言葉が消失することがある（いわゆる折れ線型経過で、自閉症では約1/3の例にみられる）。自発的にしゃべらないが、話しかけられたことの一部または全部を復唱したり（即時反響言語あるいはオーム返し）、別の場所や時間に聞いたことを他で状況に関係なく表出する（遅延反響言語）こともある。さらに言葉の発音は良くてもコミュニケーションに役立たないことが多く、かなりよく発達した年長児でも他人からの問いかけに適切に答えず、子供からの話しかけは一方的な傾向がある。」

0. 存在しない 1. 軽度（不十分）だが存在した 2. 存在した 3. 不明

(1) 早期の言語発達障害の内容（具体的に記入）：

(2) 言語発達障害の出現時期（時期を記入。わからなければ該当する数字を○で囲む）

時期： 歳 ヵ月

1. 3歳以前 2. 3歳以降12歳未満 3. 不明

(3) 判定時の言語発達障害の程度

0. なし（ほぼ年齢相応の言語理解と表現力を有する）

1. 軽度（ある程度の受け答えは可能であり、自分の要求であれば比較的よく表現する）

2. 中度（多少の自発的表出語（要求の表現など）があるが、多くは反響言語（オーム返し）である。会話は成立しないが、なれたことなら言葉での指示に従う）

3. 重度（言語理解が著しく制限されている。ごく簡単な指示に従えるのみか、それすらも十分でない。意味のある表出語はない）

2. 対人関係・社会性の障害

12歳未満の最も状態が目立った時期に、以下に例示するような状態が存在したか否かを例示の下に判定する（すべてが一人の子供に存在するわけではない）。

「例示：1歳以前は大人しく育てやすかったと述べられることが多い（同胞などの乳児期と比較して聞くと、特徴がとらえやすい）が、一部には過敏でよく目を覚まし寝かせつけるのが大変で手がかかるものもある。7ヵ月頃になっても人見知りがないか乏しく、母親がそばを離れても後追いをしないなどのことがある。あやされても反応は乏しいか欠如する。1歳以後になると、特徴が目立ってくる傾向がある。視線が合わないことが目立ち、イナイナイバーなどに反応が乏しく、それを自分から親に対してすることはないか極めて乏しい。痛い目にあっても父母などに慰めを求めにいくことはない。他人の行動の模倣はないか極めて乏しい。他人からかかわられることを嫌がる（子供が本を見ているのでは母親などが読んであげようとする、いやがってその場から遠ざかったりする）ことが多い。他の子供たちには関心なく、他児を避けて別の場所で遊んだりする。」

0. 存在しない 1. 軽度（不十分）だが存在した 2. 存在した 3. 不明

(1) 早期の対人関係・社会性の障害の内容（具体的に記入）：

(2) 対人関係・社会性の障害の出現時期（時期を記入。わからなければ該当する数字を○で囲む）

時期 歳 ヲ月

1. 3歳以前 2. 3歳以降12歳未満 3. 不明

(3) 判定時の対人関係・社会性の障害の程度

0. なし（ほぼ年齢相応の対人関係・社会性を有する）

1. 軽度（人に対する関心はあるが、その表現が適切でなく、かかわりが一方的であったりし、年齢相応の対人関係・社会性が持てない）

2. 中度（慣れた人にはある程度の反応をするが、そうでない人にはかかわりが極めて乏しい）

3. 重度（母親がいなくても平気など、人に対する関心が極めて乏しく、むしろかかわりを避ける傾向がある）

3. 常同的および執着的行動

12歳未満の最も状態が目立った時期に、以下に例示するような状態が存在したか否かを例示の下に判定する（すべてが一人の子供に存在するわけではない）。

「例示：常同的行動とは、体の一部あるいは全体を目的なく繰り返し動かす行動である。手を目の前や横でヒラヒラとさせたり振ったり、顔をしかめたり、目を細めてあるいは横目で頭を傾けて見る。また跳びはねたり、体を前後左右に揺らすなどのこともある。これらの行動は単独でも、またいくつかが組あわさっても出現する。執着的行動は、強いきまりや癖などといわれるもので、常同的行動よりも概して発達水準が高い子供に目立つ傾向があり、子供がそれをやらないと気がすまないようで、執拗にやるという傾向が認められる場合は、強迫的な行動と言ってもよい。スーパーや公園などへの通い慣れた道筋を変更することに抵抗したり、物事をする手順、物を並べる順序、身につけるものなどの変更に強い抵抗（パニックを呈するなど）を示すものである。また文字や数字を見たり読むこと、換気扇などの回転するものに執着したり、紐とか棒のようなものを必ず持つことなどがある。また特定のもの（テレビやコマーシャルの一部など）を非常に強く恐れることがあるが、これも執着的な行動と考えてよい。」

0. 存在しない 1. 軽度（不十分）だが存在した 2. 存在した 3. 不明

(1) 内容（具体的に記入）：

(2) 常同的および執着的行動の出現時期（時期を記入。わからなければ該当する数字を○で囲む）

時期： 歳 ヲ月

1. 3歳以前 2. 3歳以降12歳未満 3. 不明

(3) 判定時の常同的および執着的行動の程度

0. なし（ないか目立たない）

1. 軽度（多少、目立つが、他のものに関心をそらせることは困難でない）

1. 中度（かなり目立ち、強く働きかけないとそれからそらすことができない。多くはそれをやめさせようとする働きかけに抵抗を示す）

3. 重度（非常に目立ち、それにふけているようなことが多く、それから関心をそらせることは困難で、そのような試みの際にはパニックなどを生じ強い抵抗を示す）

4. 知覚・感知の異常

これらの存在は自閉症の診断に不可欠ではないが、自閉症によくみられる症状であり、例示すると以下のように領域に生じうる（すべてが一人の子供に存在するわけではない）。

A. 聴覚：特定の音は非常に小さなものでも敏感に聞きつけて、好きなもの（テレビの音など）はとんで来て、嫌な音は耳をふさいだりして非常にいやがる。

B. 触覚：砂や土あるいは水などが手足につくといやがったり、カーペットなどの手触りを楽しむように、なぜたりこすったりする。

C. 痛覚：本当に痛覚が鈍いのかについては異論もあるが、とくに発達水準の低いものには痛覚が鈍いように見えるものがある。

D. 味覚：何でもなめたり、口の中に入れてしまう。偏食がひどく、嫌なものは敏感に気づいて食べない。

E. 視覚：キラキラ光るものを見るのを好んだり、回転するものを好んで見るなどであるが、これらの行動は上記の常同的および執着的行動ともとらえられる。

(1) 知覚・感覚の異常の内容（具体的に記入）：

(2) 知覚・感覚の異常の出現時期（時期を記入。わからなければ該当する数字を○で囲む）

時期： 歳 ヲ月

1. 3歳以前 2. 3歳以降12歳未満 3. 不明

(3) 判定時の知覚・感覚の異常の程度

0. なし（知覚・感覚の異常はない）

1. 軽度（多少、目立つ）

2. 中度（目立つ）

3. 重度（非常に目立つ）

5. 判定時の全体的な自閉傾向の程度

以上の1から4の各領域の段階を得点とみなし、その合計点（0から12まで分布）から、自閉症を含む広汎性発達障害の全体的な自閉傾向の程度を以下のように分類する（これがまた自閉的であるが故の困難度を表す指標と考えられる）。

0. 自閉傾向なし（4領域の評定がすべて0の場合）
1. 軽度（合計点1以上5以下）
2. 中度（合計点6以上9以下）
3. 重度（合計点10以上）

6. 自閉症の診断の可能性

以上の判定の結果で以下のように自閉症であるかそれ以外の広汎性発達障害であるかを分類する。

(1) 自閉症（の可能性が高い）

12歳未満の最も状態が目立った時期に、(1)言語発達障害、(2)対人関係・社会性の障害そして(3)常同的および執着的行動の三つの領域すべてにおいて例示に該当するような異常が“2. 存在した”と判定されている。

(2) 自閉症以外の広汎性発達障害（の可能性が高い）

12歳未満の最も状態が目立った時期に、(1)言語発達障害、(2)対人関係・社会性の障害、そして(3)常同的および執着的行動の三つの領域すべてにおいて例示に該当するような異常が“1. 軽度（不十分）だが存在した”あるいは“2. 存在した”と判定されているが、すべてが“2. 存在した”と判定されてはいない。

(3) 広汎性発達障害の可能性は低い

三つの領域の少なくとも一領域で“0. 存在しない”の判定がある。

0. 広汎性発達障害の可能性は低い
1. 自閉症以外の広汎性発達障害（の可能性が高い）
2. 自閉症（の可能性が高い）

II. 自閉症（およびそれを含む広汎性発達障害）に付随する問題

1. 精神遅滞の程度

自閉症の約70%は精神遅滞を合併する。合併する精神遅滞の水準が予後に関係することが知られているので、自閉症を含む広汎性発達障害には精神遅滞の水準の評価を行っておく必要がある。

精神遅滞の程度

0. 正常範囲あるいは境界 1. 軽度 2. 中度 3. 重度 4. 最重度

知能検査の結果など

- 1) IQ（方式： 施行年齢 満 歳 カ月） _____
- 2) DQ（方式： 施行年齢 満 歳 カ月） _____
- 3) その他（方式： 施行年齢 満 歳 カ月） _____
- 4) 未施行

2. 治療や対策を要する問題行動

自閉症を含む広汎性発達障害には様々な問題行動が生じうる。これらは自閉傾向そのものに由

来するだけでなく、合併する精神遅滞の程度や環境的要因が大きい場合が少なくないが、執拗な自傷行為や攻撃的行動は自閉傾向の強いものに多い傾向がある。重症のものは薬物療法が必要な場合も少なくなく、これらの有無を把握しておくことは療育指導上必要である。

治療や対策を要する問題行動が：

- 0. ない、あるいは多少はあるが特に治療や対策を必要としない程度
- 1. 治療や対策の検討を必要とする問題行動がある（内容を具体的に： _____）

3. 医学的問題

自閉症の約30～40%は脳波異常を有し、約10～20%程度はてんかん発作を呈し、10～20%に軽度のもので大部分であるがCT異常が見られる。近年さらに微細な染色体の異常(脆弱X症候群)が、自閉症の10数%に存在するという報告が欧米で出されている。頻度が高く重要なてんかん発作を中心に、医学的問題を把握することが必要である。

(1) てんかん発作

- 0. いままでなし
- 1. あり（どんな発作か具体的に）：
 - A. 治療していて現在はない
 - B. 治療中だがまだある
 - C. 治療していない

(2) その他の医学的問題

- 0. なし
- 1. あり（具体的に： _____）

(以上の判定の結果は総括表に整理する。)

総 括 表

No. 性 男 女 判定時年齢 歳 ヲ月 (生年月日 年 月 日)

I. 自閉症（およびそれを含む広汎性発達障害）の判定に関する部分

1. 判定時の全体的な自閉傾向の程度

0. 自閉傾向なし 1. 軽度 2. 中度 3. 重度

2. 自閉症の診断の可能性

0. 広汎性発達障害の可能性は低い
1. 自閉症以外の広汎発達障害（の可能性が高い）
2. 自閉症（の可能性が高い）

II. 自閉症（およびそれを含む広汎性発達障害）に付随する問題

1. 精神遅滞の程度

0. 正常範囲あるいは境界 1. 軽度 2. 中度 3. 重度 4. 最重度

2. 治療や対策の検討を要する問題行動

0. ない、あるいは多少はあるが特に治療や対策を必要としない程度
1. 治療や対策の検討を必要とする問題行動がある

3. 医学的問題

(1) てんかん発作

0. いままでなし

1. あり

A. 治療していて現在はない B. 治療中だがまだある C. 治療していない

(2) その他の医学的問題

0. なし

1. あり

乳児期の判定基準

1. 判定の目的

乳児は発達の著しい時期であり、環境条件や対応の内容により状態が変化しやすい。したがって、判定もその子供がどの程度の能力に固定されるかを決定するものではなく、その時点での遅れの程度や問題となる点を評価し、養育者が適切に対応できるよう支援することに主たる目的をおく。そのために、精神遅滞の重症度の判定基準も、発達の程度の評価の他に、その子供のもつ健康状態、基礎にある疾病の性質、日常の養育の難易度などを考慮して総合的に判定するよう配慮する。

2. 判定の方法

(1) 判定の参考とする項目

判定は以下の項目について行い、それぞれの項目について判定表に記載する。

- ① 発達の到達度の評価
心理的発達および粗大運動機能の発達
- ② 基礎疾患
発達の遅れをもたらした病名、特に進行性に退行を示す基礎疾患の有無
- ③ 発達を阻害するような合併症の有無
視覚障害、聴覚障害、難治性けいれん、常時医療的監視を必要とするような身体合併症、著しい体重増加遅延等
- ④ 介護を著しく困難にする機能的な問題
哺乳、摂食困難、多発性関節拘縮、四肢麻痺等

(2) 判定の基準

以下の基準にもとづいて、最重度、重度、中等度、軽度、判定保留に区分する。この判定は、6ヵ月から2歳未満の乳幼児に適用される。

① 最重度

以下の(ア)および(ロ)の条件を兼ねそなえる場合を最重度とする。

- (ア) 心理的発達および粗大運動の発達について、その到達度がともに検査時の歴年齢のおよそ30%以下である。
- (ロ) 以下の項目のいずれかに該当するもの
 - (a) 進行性の基礎疾患によるもの
白質変性症、リポドーシス、その他の退行性疾患等
 - (b) 感覚障害
明らかな両眼性弱視、盲
明らかな両側性聴力障害、聾
全身性知覚障害等
 - (c) 難治性けいれんの持続
ほぼ毎日みられる発作（West 症候群等）またはくり返し起るけいれん重積状態など

(d) 常時医療を必要とする身体合併症

チアノーゼ型心奇形、誤嚥や免疫不全等による再発性呼吸器感染、水頭症、膀胱直腸障害、腎奇形、消化管奇形等

(e) 介護を著しく困難にする機能的問題

哺乳ビンでの哺乳が困難な状況、四肢の緊張性または弛緩性麻痺、多発性の関節可動域の制限等により特別な介護を要するもの

② 重 度

心理的発達および粗大運動の到達度がともにその歴年齢のおよそ30～50%で、上記(ロ)の(b)から(e)までのいずれかを有するものが該当する。(ロ)の(a)は状態の退行が予想されるため、判定時は30～50%の発達レベルであっても最重度とみなして対応をしてもよい。

③ 中 等 度

心理的発達の到達度がその歴年齢のおよそ50%以下であり、(ロ)の(a)から(e)までの各項目に該当しないもの、および、心理的発達の到達度が歴年齢の50%から80%で、(ロ)の(a)から(e)までのいずれかに該当するもの。

なお、粗大運動の発達は歴年齢の50%以上の到達度に達しているものも含まれる。

④ 軽 度

心理的発達の到達度がその歴年齢のおよそ50%から80%の範囲にあるもので、(ロ)の(a)から(e)までのいずれにも該当しないもの、および、(イ)上記の発達度を越え、心理的発達は境界または正常範囲にあるとみなされるが、基礎疾患の性質から、将来は精神遅滞となる可能性が極めて高いと推定される場合。この場合は、適当な療育指導を行い、再度判定を行うことが望ましい。運動発達の遅れのみがみられるダウン症候群などがここに含まれる。

⑤ 判定保留

未熟児出生、著しい栄養障害、不適切な養育環境その他の理由により、発達の遅れが一過性で将来改善する可能性が高いと考えられる場合においては、判定を保留し、適切な指導を実施した後に再判定を行う。

③ 判 定 者

以上の判定には、乳児の発達および健康・疾病について十分な経験を有する医師があたる。また、従来、医療機関に受診中の場合はその意見も参考にする。視覚障害、聴覚障害等の判定に際しては、適宜、専門医療機関の受診をすすめ、その意見を参考にする。

心理的発達の評価において、標準化された発達テスト等を用いる場合、熟練した心理判定員等の協力を得ることが望ましい。

3. 判 定 の 指 標

別表2に、心理的発達および粗大運動機能の発達について、その歴年齢の正常児であれば90%以上が可能である項目を例示した。()内に示した月齢の子供が、もし、その項目について不可能な場合、その子供の到達度はそれ以下の月齢であることを示している。発達にスキップが見られる場合はその分を差し引くことにする。これらの項目について、家族への問診と観察を実施し、その子供の到達度を判断する。

この表に示した項目は、わが国の乳児について、通過率が調査されているものを選んであるが、同様に発達テストにおける通過率が知られている項目を追加することが望ましい。

その場合、発達項目を別表2に加え、可能か否かを明示しておくことが必要である。従来、独自のテストで判定していた機関においても、判定機関間の差を最少限にとどめるため、ここに用いられている項目についても評価を行うことが必要である。

4. 判定上の注意事項

(1) 判定時の子供の状態

粗大運動および心理的発達についての評価は問診と直接の観察によるが、直接の観察については覚醒時に、その子供が普通の健康状態にあるとみなされる時に実施する。睡眠直前、睡眠中や泣いている時、発熱、下痢等の回復期には判定に誤差を生じる可能性があるので注意する。

(2) 情報の提供者

通常は、日常その子供の養育に当たっている母親であるが、それが得にくい場合はその他の代り得る人を選択する。その場合には、どの程度その子供の状態について熟知しているかを確認しておく必要がある。医療機関の意見書も得られれば参考にする。

(3) 観察の要領

問診によって得られた状況を配慮して観察と評価を行う。乳児の粗大運動の発達は、衣服を薄くし、かつ、子供にとって不安を感じさせない場所で行う。

視覚については、ペンライト、玩具、人の顔などを用いてスクリーニングを行う。聴覚については、紙、音のする玩具、人の発する音などを組合せる。特に、視覚との混在を避ける。いずれも、注意の欠除と感覚自体の障害とを区別することが必要である。

触、痛覚については、刺激に対する反応で判断する。一般に反射的逃避反応を参考にする。

粗大運動の発達と心理的発達の間に著しい開きがある場合は臨床的観察を十分に行い、必要に応じて専門医療機関の意見を求めることが望ましい。

(4) 基礎疾患、病名

特定の病名がつけられる場合はそれを明記する。既に医療機関において基礎にある異常（各種の染色体異常症、代謝疾患、奇形、症候群等）についての診断名がつけられている場合はそれを記入する。

脳性麻痺、点頭てんかん（West 症候群）、難治てんかんなどは精神遅滞にともない易い状態像であるが原因が多彩であるから合併身体障害に一括する。

特定の基礎疾患が明らかでない場合には、原因不明精神運動遅滞、または、精神遅滞（原因不明）などとして記入する。

(5) 心理発達、運動発達の到達度と標準テストによる DQ、IQ との関係

90%通過率を用いて到達度を判定した場合、DQ や IQ による発達指数から予想される平均の発達年齢よりは若干高い到達度になる。この判定の目的が、どのような項目に問題があるかを知り、養育者が対応する場合の援助の重点を定めることにあるから、到達の月齢がその子供の歴年齢より低い場合はほぼ問題になる項目と考えてよい。

(6) 判定後の事後措置

問題になる身体上の障害がある場合は、適当な医療機関との連絡を密にし、対応上の助言を行う。また、粗大運動、心理的発達遅れの重点がある場合も、基礎疾患についての情報を文書で交換する必要がある。

このような情報の流れを改善するためには、判定内容、医療機関における評価、意見等が記入され、かつ、療育の実施に当る施設機関等の療育目標、到達度の推移などの要点を随時記入できる連絡手帳のようなものを整備するよう努力すべきであろう。これは、地域の実情に応じたものから出発すべきであるが、近い将来においては母子健康手帳のように全国的に一定の基準にそった統一が望まれる。

判 定 表

氏名 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 判定日 1. _____ 年 _____ 月 _____ 日
 性別 男 女 _____ 2. _____ 年 _____ 月 _____ 日
 _____ 3. _____ 年 _____ 月 _____ 日

1. 心理発達到達度

1. _____ 月 以下 到達内容 _____
 2. _____ 月 以下 到達内容 _____
 3. _____ 月 以下 到達内容 _____

2. 運動発達到達度

1. _____ 月 以下 到達内容 _____
 2. _____ 月 以下 到達内容 _____
 3. _____ 月 以下 到達内容 _____

3. 基礎疾患・病名 _____

進行性 なし あり 不明

4. 発達を阻害する合併症

- | | | | | |
|----------|--------|----|----|----|
| (1) 感覚障害 | 聴覚障害 | なし | あり | 不明 |
| | 視覚障害 | なし | あり | 不明 |
| | 触・痛覚障害 | なし | あり | 不明 |
- (2) 難治性けいれん なし あり 内容 _____
 (3) 医療を要する身体疾患 なし あり 内容 _____
 (4) その他

5. 介護・健康管理上の問題

- (1) 哺乳困難 なし あり 内容 _____
 (2) 四肢麻痺 なし あり 内容 _____
 (3) その他 特別な介護を要する問題 なし あり 内容 _____

6. その他特記すべき事項

7. 総合判断
- | | | | | |
|-------|-----|----|-----|-----------------------|
| 1. 軽度 | 中等度 | 重度 | 最重度 | 保留 (_____ 月 _____ 日) |
| 2. 軽度 | 中等度 | 重度 | 最重度 | 保留 (_____ 月 _____ 日) |
| 3. 軽度 | 中等度 | 重度 | 最重度 | 保留 (_____ 月 _____ 日) |

別表2

発達評価の参考

以下は発達の目安になる通過率である。()内の月数はおよそ95%以上の乳幼児が可能な時期を示した。被検児が、その項目ができない場合には、その月数未達の到達度として発達評価の参考にすることになる。判定に用いる評価については、わが国において標準化され、通過率が判明している他の検査を参考にしても差支えない。

心 理 発 達		運 動 機 能	
不快な時、声を出して泣く	- + (1ヵ月)	膝を屈曲し下肢の外側面を床から離して保持	- + (1ヵ月)
泣かずに声を出す	- + (2ヵ月)	下肢を活発に屈伸する	- + (1ヵ月)
人の顔を見つめる	- + (2ヵ月)	頭部を正面に保てる	- + (2ヵ月)
人の顔を中央を越えて追視する	- + (3ヵ月)	手を口にもっていく、指しゃぶり	- + (3ヵ月)
あやすとほほえむ	- + (3ヵ月)	うつ伏せで顔を床から上げる	- + (3ヵ月)
顔を見て泣き止んだり身体を動かす	- + (4ヵ月)	ひき起して肘をまげる	- + (3ヵ月)
あやすと声を出して反応する	- + (4ヵ月)	ひき起し60°で首がついてくる	- + (4ヵ月)
ガラガラを10秒以上にぎれる	- + (5ヵ月)	うつ伏せで45°以上顔を上げる	- + (4ヵ月)
玩具を右端から左端にかけて追視する	- + (5ヵ月)	ひき起し45°で首がついてくる	- + (5ヵ月)
声をかけるとそちらをふり向く	- + (6ヵ月)	足踵を床から離して遊べる	- + (5ヵ月)
ひとりではほほえむ	- + (6ヵ月)	腹位空中保持で頭を水平以上に保つ	- + (6ヵ月)
玩具に手を差し出してさわる	- + (7ヵ月)	両手を正面であわせる	- + (6ヵ月)
2つの玩具を同時にもっている	- + (8ヵ月)	背臥位空中保持で頭を水平に保つ	- + (7ヵ月)
いないいないバアを喜び期待する	- + (8ヵ月)	背臥位から寝返り可能	- + (8ヵ月)
ビスケットなどをつかんで食べる	- + (9ヵ月)	支えなしで坐れる	- + (8ヵ月)
玩具を取り上げると抵抗する	- + (9ヵ月)	腹をつけて這う	- + (10ヵ月)
喃語(グダ、ママなど)をいう	- + (10ヵ月)	つかまって立ってられる	- + (10ヵ月)
バイバイなどの芸をする	- + (12ヵ月)	這って移動(または・いざる・寝返り移動)	- + (11ヵ月)
両手に積木をもって遊ぶ	- + (12ヵ月)	つたい歩きができる	- + (13ヵ月)
知らない人を意識した様子を見せる	- + (13ヵ月)	手離して立てる	- + (14ヵ月)
パパ、マンマなどの有意語3語	- + (14ヵ月)	手離して2~3歩以上歩く	- + (15ヵ月)
欲しいものを指でさして示す	- + (15ヵ月)	指先でつまむ	- + (15ヵ月)
コップからのめる	- + (16ヵ月)		
母親のする家事を真似る	- + (16ヵ月)		
パパ、マンマなどの有意語5語	- + (17ヵ月)		
ボールペンなどでなぐり書きをする	- + (17ヵ月)		
積み木を2個重ねる	- + (18ヵ月)		
いわれた簡単な用事をする	- + (19ヵ月)		
コップをかたむけて中のものをとる	- + (19ヵ月)		

知的障害の程度別判定指標

1 知的障害の程度別判定指標使用上の留意点

- (1) 判定指標は「発達障害の程度の指標」および「生活の困難度の指標」から成る。
 - 1) 発達障害程度の指標は知能障害がもたらす行動水準の把握をねらいとしたものであり、この指標によって精神遅滞の程度を判断する。
 - 2) 生活の困難度の指標は日常生活の介助、行動面の保護および保健面の看護の困難性の度合いを把握することを目的とする。
- (2) 発達障害の程度の指標は診断・検査または標準化された個別検査、その他の調査などの医学、心理、社会、各診断を済ませて総合診断をおこなう際の資料として用いる。
- (3) 生活の困難度の指標は処遇や福祉的サービスを行なう際の参考に用いる。
- (4) 発達障害の程度および生活の困難度の指標は各項目ともそれぞれの領域における状態像をしめす一例として提示してあるので字句の解釈にこだわって本来の目的を見失うことのないように注意すること。

2 知的障害の程度別判定

(1) 発達障害の程度の指標

1) 年齢区分

この指標の適用範囲は1歳以上老年期に至るまでであり、発達段階を考慮して年齢区分を次のとおりに定めた。

なお、幼少期においては可塑性が著しいことを考慮して判定は慎重におこなわなければならない。

- 1 : 0歳～1 : 11歳……………6ヵ月ごとに区分
- 2歳 ～5歳……………1歳ごとに区分
- 6歳 ～11歳……………2歳ごとに区分
- 12歳 ～17歳……………3歳ごとに区分
- 18歳以上……………18歳～29歳、30歳～49歳、50歳～59歳、60歳～69歳、70歳以上の5つに区分

2) 発達障害の程度区分

発達障害の程度を次の4段階に区分した。A（最重度）、B（重度）、C（中度）、D（軽度）。なお従来使用されているIQ（知能指数）で表現すればA（最重度）はおおむね20以下、B（重度）はおおむね35以下、C（中度）はおおむね50以下、D（軽度）はおおむね70未満に相当する。

3) 領域

発達障害の状態を把握するための評価の視点としていくつかの領域を設定し、その領域のなかから代表的な項目を選んで指標とした。しかも発達段階によって発達の諸様相が異なることを考慮して年齢段階に応じて領域を変えた。

- 2歳以下……………自立機能（A）、運動機能（M）、意志の交換（C）、探索・操作（I）
- 3歳～5歳……………自立機能（A）、運動機能（M）、意志の交換（C）、描画表現（D）、

社会的行動 (S)

6歳～17歳……………自立機能 (A)、意志の交換 (C)、読み・書き・計算 (L)、社会的行動 (S)、作業 (O)

18歳以上……………自立機能 (A)、意志の交換 (C)、読み・書き・計算 (L)、社会的行動 (S)、職業技能 (V)、【作業 (O)】

4) 項目内容の表現について

発達障害の程度と年齢段階を上記のように区分したことにより、判定指標の項目はある時点の発達段階をしめすめやすとなる表現のみでは不十分であり、ある程度の幅をもった項目によって一定の範囲を示す表現が望ましい。そのため、項目内容の表現は上限と下限を示す幅のある表現をとるように努めた。

5) 判定の要領

この指標によって判定する際には、指標項目が当該領域における状態像を例示したものであり、したがって、これをテストとして用いることのないように細心の注意を払わなければならない。

- ① 各年齢段階の障害程度別に項目が5つずつ配列されている。
- ② まず、判定を受ける知的障害児・者の年齢に該当する段階を選び、配当されている項目に該当する場合には○印、一部該当する場合には◇印、その項目の水準を超えている場合には◎印、その項目の水準に達していない場合には×印、不明・不詳の場合には△印をつける。○印や◎印が3項目以上ついたときは上位(軽い)の段階に進み、○印や◎印が2項目以下しかない段階でやめる。なお、○印や◎印が3項目以上ついた段階の下位(重い)段階は原則としてすべて◎印とみなす。
- ③ 障害の程度は総得点によって決める。

障害の程度	A (最重度)	B (重度)	C (中度)	D (軽度)
総得点	5以下	6～12	13～17	18～20

総得点の計算は次の通りである。

◎印 1.2点

○印 1点

◇印 0.5点

×印 0点

△印 推定で該当すると思われる場合は0.5点、その項目の水準を超えていると思われる場合は0.6点、水準以下と思われる場合には0点とする。

◎印+○印+◇印+×印+△印=総得点

- ④ この判定指標は精神発達遅滞の程度を判定するのが目的であるから、D(軽度)の指標以上にできるものは正常とみなす。

(2) 生活の困難度の指標

1) 適用年齢

適用範囲は3歳以上とし、とくに年齢区分はおこなわない。

2) 生活の困難度の程度

生活の困難度を次の4段階に区分した。

- 1度……………常時全ての面で介護が必要
- 2度……………常時多くの面で介護が必要
- 3度……………時々、又は一部あるいは一時的に介護が必要
- 4度……………点検や注意あるいは配慮が必要

3) 生活の困難度の領域

生活の困難度は精神発達遅滞の程度は勿論のこと、それ以外の心身の状態に影響されるので、生活の困難度の領域は日常生活の介助、行動面の保護および保健面の看護の3領域とした。

4) 判定の要領

- ① 3つの領域について該当する個所に○印をつける。
- ② 生活の困難度の判定は3つの領域のうち、最も重い程度に位置づけられたところをもって生活の困難度の程度とする。
- ③ 生活の困難度の判定には精神発達遅滞の程度を考慮しておこなうことが望ましい。なお、日常生活の介助の程度は原則として発達障害の程度と並行するものである

(3) 再判定

知的障害児・者の行動は、治療、訓練、環境、または個人の成長（衰退）などによって変化が認められるので、定期的に再判定をおこなうことが必要である。

定期的に再判定を実施する場合の期間は発達期の子どもでは、すくなくとも発達障害の程度別指標に示す年齢段階ごとにおこなうことが必要である。

障害者認定評価表(案)

被検者番号 _____ IQ _____ 合併症や重複障害 [_____]
 年齢 _____ 歳 性別 男・女 障害等級 1級 2級 非該当 (DQ) _____ 身体障害者手帳 _____ 級

1. 発達障害の程度の指標

障害程度 年齢段階	A (最重度)	B (重 度)	C (中 度)	D (軽 度)
1:0 ↓ 1:5 歳	A 身辺全介助。スプーンでやっど飲める。 M 頭の向きを変えることができても寝返りはできない。 C あやすと声を出して笑う程度。人に笑いかけることはできない。 C 眼前のものを注視するが歩く人を目で追わない。 I 玩具に関心を示さない。 DA (<0:3.6)	A スプーンで与えれば飲めるが、全介助。 M 寝返りそうにするが寝返りはできない。 C あやすと声を出して喜ぶが自分からは求めない。 C 歩く人を眼で追うが働きかけはしない。 I 玩具に少し関心を示すが手にする程度。 DA (0 2.4~0 6.3)	A スプーンで与えれば飲み、コップももてるが全介助。 M 寝返りはできるがおすわりは不安定。 C 人に向かって声を出す人が真似はできない。 C 誰もいなくなると泣くが家族の区別はほとんどできない。 I 玩具を手にするがもちかえる程度。 DA (0 4.2~0 9)	A ビスケットなどをもたせると自分で食べられるがスプーンをもととしめない。 M おすわり、つかまり立ち程度。 C 簡単な身振りのマネをする程度。 C 喃語はさかんでも有意味語はない。 I 玩具でごく簡単な遊び。 DA (0 6~1 0.6)
1:6 ↓ 1:11 歳	A スプーンで与えれば飲めるが全介助。 M 寝返りそうにするができない。 C あやすと声を出して喜ぶが自分からは求めない。 C 歩く人を眼で追うが働きかけはしない。 I 玩具に少し関心を示し手をつかんでいられる。 DA (<0:4.8)	A スプーンで与えれば飲み、コップももてるが全介助。 M 寝返りはできるがおすわりは不安定。 C 人に向かって声を出す人が真似はできない。 C 誰もいなくなると泣くが家族の区別はほとんどできない。 I 玩具を手にするがもちかえる程度。 DA (0 3.6~0 8.4)	A ビスケットなどをもたせると自分で食べられるがスプーンをもととしめない。 M おすわり、つかまり立ち程度。 C 簡単な身振りの真似をする程度。 C 喃語はさかんでも有意味語はない。 I 玩具でごく簡単な遊び。 DA (0 6.3~1 0)	A 自分でスプーンをもち食べようとするがほとんど全介助。 A 排便の際介助に少し応じようとする。 M 一人立ち、つたい歩き程度。 C 簡単な指示・禁止の動作がわかる程度。(オイデ、チョウダイ) C 音声はまわするが有意味語にはならない。 DA (0 9~1 4.8)
2 歳	A スプーンやコップで与えれば飲めるが全介助。 M 寝返りはできるが、おすわりは不安定。 C 人に向かって声を出す人が真似はできない。 C 誰もいなくなると泣くが家族の区別はほとんどできない。 I 玩具を手にするがもちかえる程度。 DA (<0 7.2)	A ビスケットなどをもたせると自分で食べられるがスプーンをもととしめない。 M おすわり、つかまり立ち程度。 C 簡単な身振りのマネをする程度。 C 喃語はさかんだが有意味語にはならない。 I 玩具でごく簡単な遊び。 DA (0 4.8~1 0.6)	A 自分でスプーンをもち食べようとするがほとんど全介助。 A 排便の際介助に少し応じようとする。 M 一人立ち、つたい歩き程度。 C 簡単な指示・禁止の動作がわかる程度。(オイデ、チョウダイ) C 音声は真似するが有意味語にはならない。 DA (0:8.4~1:6)	A 食事には多くの介助が必要。(物をつかんで口にもっていく程度) A 着脱・排便の際介助に少し協力する。 C 音声身振りで意志を伝えようとするが身近なものでない ¹ と分らない。 M 何とか歩くが不安定、走れない。 C 家族とよその人の区別ができる。 DA (1:0~2 1.2)
3 歳	A 食思あるが全介助。 A 排便全介助。 A 衣服の着脱全介助。 M つかまり立ちもできない。 C 音声を発する程度。 MA (<0歳9.6月)	A 食事は一人で食べようとする。 A 常時おむつが必要。(排便した後泣くことがある程度) M つかまり立ちができるが一人立ちはできない。 C 音声を発するが有意味語はしゃべれない。 C 感情表現は快、不快くらいである。 MA (0歳7.2月~1歳4.8月)	A 食事には多くの介助が必要。(物をつかんで口にもっていく程度) A 排便の際介助には応じる。(足を広げたり、しゃがんだりする) M 歩いても不安定である。 C 簡単な指示や禁止の言葉もほとんどわからない。 C 家族とかよその人の区別がわかる。 MA (1歳0.6月~2歳0月)	A スプーンで食べられるがかなりこぼす。 A 排便の際1人でパンツをおろすが介助が必要である。 M 階段の昇り降りは一人で手すりにつかまってもできる。 C 2、3の単語で意志を伝えられる程度にとどまる。 C ○○○をもってきなさいなど簡単な指示や禁止しかわからない。 MA (1歳6月~2歳9.6月)
4 歳	A 食思あるがほとんど介助。 A 常時おむつが必要。(排便した後泣くことがある程度) M つかまり立ちができるが一人立ちはできない。 C 音声を発する程度 D やつと棒などが握れる。 MA (<1歳0月)	A 食事には多くの介助が必要。(物を手づかみで口にもっていく程度) A 排尿を予告しないから点検が必要。 M 歩いても不安定である。 C 発語らしきものが1~2(マンマ、プー)があるがほとんど発声のみである。 D 鉛筆やクレオンを握れる程度。 MA (0歳9.6月~1歳9月)	A スプーンで食べられるが、かなりこぼす。 A 排尿・排便は出来る者もいるが定期的な指示や介助が必要である。 M 階段を手を引いてもらって昇る。 C 身振りなどで要求は伝えることはできるが、言葉は数語にとどまる。 D なぐり描きをする程度。 MA (1歳4.8月~2歳6月)	A スプーンで食べる。 A 一人排尿するが注意が必要。 M 足を交互に出して階段を昇れるようになる。 C 簡単な応答ができるが単語を並べる程度。 D 真似をして線を書く。 MA (2歳0月~3歳6月)
5 歳	A 食事の介助には応じる。 A オムツを使用しているが時には予告することもある。 M 歩いても不安定である。 C 音声を発するが有意味語はしゃべれない。 D 鉛筆やクレオンを握れる程度。 MA (<1歳2.4月)	A 排便の際介助には応じる。(足を広げたり、しゃがんだりする) A 着衣の際介助には応じる。(手をのばしたり、足を広げたりする) M 階段を片手を引いてもらって昇る。 C 簡単な指示や禁止の言葉もほとんど分らない。 D なぐり描きをする程度。 MA (1歳0月~2歳1.2月)	A 排便には介助が必要である。 A 1人でパンツをおろすことができる。 M 足を交互に出して階段を昇れるようになる。 C ごく簡単な応答しかできない。 D 真似をして線を書く。 MA (1歳9月~3歳0月)	A 排尿は1人でできるが点検が必要。 A 脱げるが着るのは難しい。 M 階段の昇り降りは一人でどにかできる。 C 会話がでるがたどたどしい。 D 鉛筆でマルを書く。 MA (2歳6月~4歳2.4月)

障害程度 年齢段階	A (最重度)	B (重 度)	C (中 度)	D (軽 度)
6・7歳	A 身のまわりの始末(食事・排せ・着脱衣)はほとんどできない。 M 歩けても不安定である。(まっすぐ歩けない、ぎこちない) C 発語らしきものが1~2(マamma、プーぷー)あるがほとんど発音のみである。 C 指示に対してはほとんど反応しない。 C 感情表現は快、不快くらいである。 MA (<1歳7.2月)	A 衣服の着脱や排泄などには多くの介助が必要である。 M 階段は1人で昇れるが降りる時には介助が必要。 C 身振りなどで要求は伝えることはできるが言葉は数語にとどまる。 C ごく簡単な指示しか分らず従えない。(手を洗いなさい、おいで、すわいなさい) C 他の子供に関心をもつが一緒に遊べない。(つっついたり、笑ったり、声を出したりする) MA (1歳2.4月~2歳9.6月)	A 身のまわりの始末はある程度できる。(スプーンやフォークなら食べられる。お尻がよくふけない、脱げるが着るのは難しい) C 簡単な応答はできるが単語を並べる程度。 L 読み書きは困難だがいくつかの文字の弁別はできる。 S 1人、2人の級友なら遊ぶことができる。 S 外出には常につきそいが必要である。 MA 2歳1.2月~4歳0月)	A 身のまわりの始末は大体できるが不完全。 C 会話はある程度できるが語彙が少なく使い方が不完全。 L 平仮名はひろい読みができ、名前が書ける程度。 L 大小、多少はわかるが数の理解は難しい。 S 指示に従って集団行動がとれるかはずれやすい。 MA (3歳0月~5歳7.2月)
8・9歳	A 身のまわりの始末は常に介助が必要である。 M 階段の昇り降りは介助が必要である。 C 簡単な指示や禁止の言葉もほとんど分らない。 C 指示に対してあまり反応しないが機嫌のいいときはすることもある。 S 1人でいることが多いが働きかければ交渉ができる。(つっついたり、笑ったり、声を出し合ったりなど) MA (<2歳0月)	A 身のまわりの始末はかなりの介助が必要である。 M 階段の昇り降りは1人でできる。 C ○○○○をもってきなさいなどの簡単な指示しか分らない。 C ごく簡単な応答しかできない。(うん、首をふるなど) S 他の子供に関心をもつと一緒に遊べない。(つっついたり、笑ったり、声を出し合ったりする) MA (1歳7.2月~3歳6月)	A 身のまわりの始末は大体できるが点検が必要である。(例えばお尻がふけない、シャツが裏返りなど) C 会話ができるがたどたどしい。 L 平仮名が10~20位書ける。 S 指示に従って集団行動がとれるかはずれやすい。 S 慣れたところなら目的地までどうにか1人で歩いていける。 MA (2歳9.6月~5歳0月)	A 身のまわりの始末は大体できるが不完全。 C 日常会話はかなりできるが充分ではない。 L 平仮名で文が書ける。 S 簡単な買物(1、2品)ができる。 S 慣れた経路なら電車、バスで通学できる。 MA (4歳0月~7歳0月)
10・11歳	A 身のまわりの始末は介助が必要である。(食事・排せ・衣服の着脱などは自分でする気はある) C 身振りなどで要求を伝えることはできるが言葉は数語にとどまる。 C 数語の単語が旨えるが慣れないと分らない。 C 簡単な指示しか分らない。(座りなさい、食べなさい) S 1人でいけることが多いが働きかければ他人との交渉ができる。(つっついたり、笑ったり、声を出し合ったりなど) MA (<2歳4.8月)	A 身のまわりの始末はある程度できる。(例えばスプーンやフォークなら食べられる。お尻がよくふけない、脱げるが着るのは難しい) C 簡単な応答はできるが単語を並べる程度。 C ○○○○をもってきなさいなどの簡単な指示や禁止が分りそれに従える。 L 読み書きは困難だが、いくつかの文字の形態弁別はできる。 S 外出には常につきそいが必要である。 MA (2歳0月~4歳2.4月)	A 身のまわりの始末は大体できるがシャツ、パンツ、靴などはまちがえることがある。 C 日常会話はある程度できるが、語彙が少ない。 L ごく簡単な文(二語文程度)が書ける。 S 経験を積めば買物(1品くらい)ができる。 S 慣れた経路なら電車、バスで通学ができる。 MA (3歳6月~6歳0月)	A 身のまわりの始末はできるが汚れや身だしなみについては気が配れない。 C 日常会話は大体できるが充分ではない。 L 2、3の漢字を使った文の読み書きができる。 S 簡単な買物(2、3品程度)ができる。 S 乗物が利用(通学、外出など)ができるようになる。 MA (5歳0月~8歳4.8月)
12・14歳	A 身のまわりの始末は介助が必要である。(1人でしても汚したり失敗したりする) C ごく簡単な指示しか分らない。(座りなさい、食べなさい) O 単語が5~6旨えるが会話にはならない。 S 1人でいることが多く集団行動はできない。 O 簡単な手伝い位しかできない。(新聞をもって来る、茶碗の出入れなど) MA (<3歳0月) (<2歳10.4月)	A 身のまわりの始末はどうにかできる。 C 簡単な指示ならある程度従える。 C 会話ができるが単語を並べる程度。 S 監督のもとで短時間ならある程度集団行動がとれる。(散歩、ボール遊びなど) O 監督のもとで簡単な作業ができるが長続きしない。(草とり、雑巾かけなど) MA (2歳4.8月~5歳3月) (5歳0.2月)	A 身のまわりの始末はできるが汚れや身だしなみについては気が配れない。 C 日常会話は意志が通じるがたどたどしい。 L 具体的なことから日記を2~3行書ける。100円位までの買物なら計算できる。 S 大体みんなと集団行動がとれるかはずれやすい。 O 簡単な作業はできるが時々注意が必要である。 MA (4歳2.4月~7歳6月) (7歳2月)	A 身のまわりの始末はできるが汚れや身だしなみについては気が配れない。 L 簡単な漢字を使った文章の読み書きはできるが抽象的な内容の理解は難しい。 L 簡単な買物の計算ができる。 S 慣れたところなら乗物の利用ができる。 O 単純作業は自発的にし、かなり持続・集中できるが責任は充分には果たせない。 MA (6歳0月~10歳6月) (10歳9.9月)
15・17歳	A 他人の助けを借りなければ身のまわりの始末ができない。 C ごく簡単な指示にはある程度従えるがムラが多い。 C 単純な意志表示しかできない。 S 集団行動は散歩程度しかできない。(他の人についていけない程度) O 簡単な手伝い位しかできない。(新聞をもって来る、茶碗の出入れなど) MA (3歳7.2月) (<3歳0月)	A 身のまわりの始末はどうにかできる。 C 日常会話はある程度できるが語彙が少ない。 L やさしい文字は読んだり書いたりできる。 S 監督のもとで短時間ならある程度集団行動がとれる。(散歩、ボール遊びなど) O 監督のもとで簡単な作業ができるが長続きしない。(庭の草とり、雑巾かけなど) MA (3歳0月~6歳3.6月) (2歳10.4月~5歳3月)	A 身のまわりの始末はできるが状況(時・所・場合・T.P.O)に応じた配慮ができない。例えば服装など。 C 日常会話はたどたどしいが程度はできる。 L 2~3の漢字を使って簡単な文章が書ける。100円位の買物は計算ができる。 S 簡単な社会生活のきまりはある程度理解できる。 O 単純な作業はできるが自発性に乏しい。 MA (5歳3月~9歳0月) (5歳0.2月~7歳6月)	A 身のまわりの始末はできるが状況(時・所・場合・T.P.O)に応じた配慮ができない。例えば服装など。 L 新聞が読めるが内容は不十分にしか理解できない。 L いくつかの買物の計算ができる。 S 乗物の利用、他人との協力などはある程度はできる。 O 作業は訓練によってかなりできるようになる。 MA (7歳6月~12歳7.2月) (7歳2月~10歳0.9月)

下段の()内は修正年齢(田研、田中ビネーによる)